

『食の安全自主点検店公表制度』について

1 本制度の目的

食品営業施設での衛生管理に関する取り組みは、消費者からは見えにくく、あまり評価される機会がありません。また、今までの制度には、導入へのハードルが高いと感じられるものも少なくありませんでした。そこで、千代田区では、一般の飲食店等が取り組みやすく、その衛生管理を積極的に評価する仕組みとして『食の安全自主点検店公表制度』を創設しました。

この制度は、過去に起こった食中毒の原因の多くが特定のメニューであることに着目して、ハイリスクメニューとして管理することにより食中毒防止を図ります。なお、ハイリスクメニュー以外の管理項目は、食品衛生法により必要とされる項目の確実な実施を条件としています。

また、認定にあたり外部の審査を必要としますが、食品衛生協会による自治指導員の巡回指導等、現在何らかのコンサルティングを受けていれば、多くの場合、そちらへ審査の依頼が可能です。また、申請には費用はかかりません。

一定の点検と上記外部審査がなされていることを確認し、千代田保健所が食中毒発生の危険性が軽減されている施設であると認定・公表します。

2 制度の特徴

- ・過去の食中毒事例からハイリスクメニューを設定し具体的な管理方法を規定しました。
- ・令和元年の食品衛生法施行規則改正により、すべての施設に衛生管理のための点検記録が必須となりました。法令による必須の点検記録に加え、ハイリスクメニューの管理を行うことで確実な食中毒防止を図ります。
- ・外部審査を必要としますが、食品衛生協会の自治指導員の巡回活動や従来からのコンサルティング等をそのまま利用することも可能です。

3 制度導入のメリット

(1) 食品営業施設

食品営業施設で行っている自主管理への努力が客観的に評価され、社会的信用が得られます。また、大掛かりな設備投資をしなくても、衛生管理の水準を上げることができます。さらに、食中毒発生等の危険性を低減できます。

また、食品衛生法改正により点検記録が必須となるのは、令和3年（6月予定）からですが、早めの対応と動機付けにもなります。

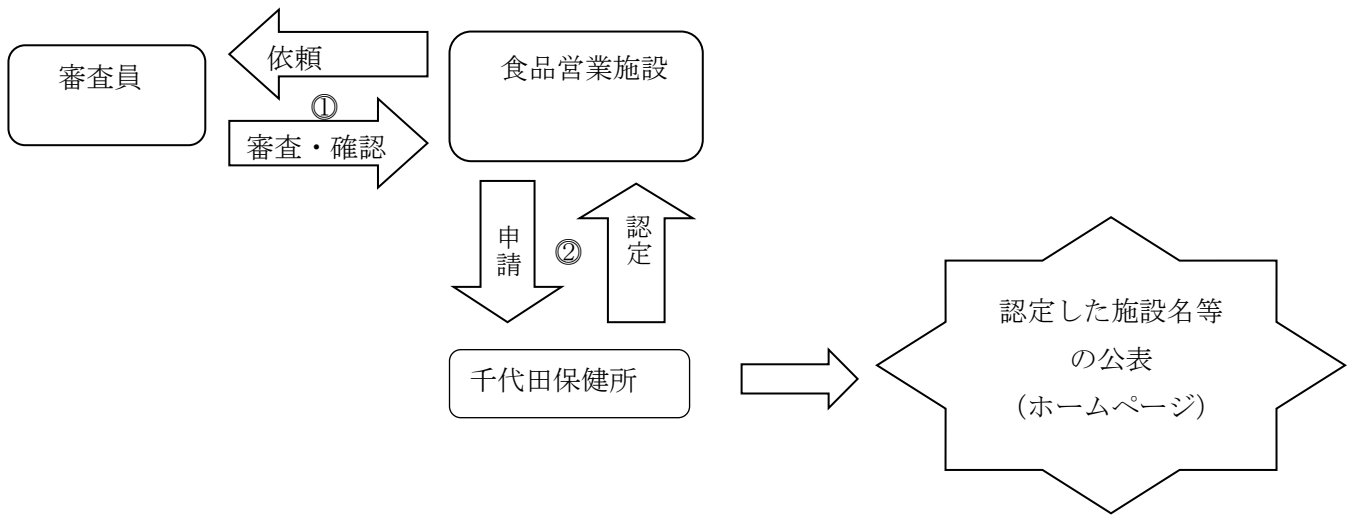
また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに伴い増える観光客へのアピールにも役立ちます。

(2) 消費者

自主的な衛生管理を積極的に取り組んでいる施設を容易に知ることができるようになり、飲食店の選択や食品の購入のときの一助になります。また、千代田区内の食品営業施設全体の衛生水準が向上することで、食中毒等の危害に遭う危険性を低減することができます。

4 制度の仕組み

制度の仕組みは、次のようになっています



(1) 対象施設

区内の飲食店営業及び集団給食施設とします。

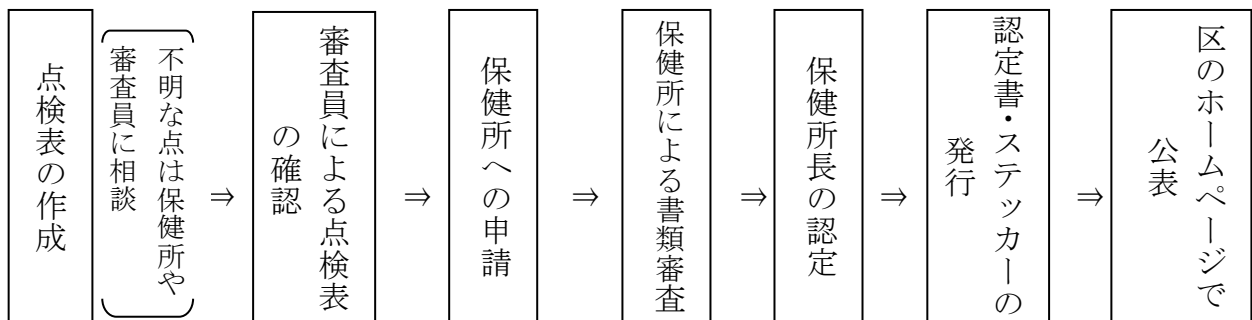
(2) 審査員

『千代田区食の安全自主点検店』の認定には、審査員による審査が必要です。この審査員は、食品衛生監視員、食品衛生監視員経験者、食品衛生管理者になり得る資格を有し食品衛生のコンサルティングの実務経験を2年以上有する者、千代田区食品衛生推進員のほか、衛生知識を十分に有するものとして、食品衛生協会の自治指導員です。

(3) 千代田保健所の役割

千代田区は、制度の適正な運用と普及啓発に努めていきます。認定の基準作成、認定した施設への認定書交付、認定した施設の公表などが、千代田保健所の役割となっています。

5 認定までの流れ



(1) 点検表の作成

自主点検店として認定される要件は、以下の2点です。

- ① 法令で定められた「小規模な飲食店向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書」に基づく「食品衛生管理ファイル」等の点検、記録をする
- ② ハイリスクメニューを毎月点検する

点検表に、東京都作成の食品衛生ファイルを使用する場合、毎月のハイリスクメニューの確認を加えてください。保健所で余白に添付するシールを作成しています。ご希望の方は保健所までご連絡ください。

千代田区食品衛生カレンダー（営業者用）を使用する場合、そのままお使いいただけます。その他、形式、用紙は問いません。

（2） 審査

作成した点検表が本制度の要件に合致しているか、実際に施設で活用され、衛生管理が行われているかを、食品衛生協会自治指導員等の審査員から確認を受けてください。

（3） 申請

直近3ヶ月に実施した法定の点検表の写しを申請書に添えてください。点検項目および点検内容について、審査員の確認を受け保健所へ提出してください。保健所で再度確認を行います。

なお、申請に来所の際は、なるべく事前にご連絡をお願いします

（4） 認定

申請内容に不備がなく実行できていることを確認した食品営業施設には、千代田保健所より認定書と認定マークを発行します。認定期間は認定日から一年後の月末までです。毎月15日（休日に当たる場合は次の開庁日）を締め切りとし、翌月1日に公表します。また、ホームページ等で認定施設の公表を行います。

更新する場合は、期限の1ヶ月前までに申請をしてください。添付書類は新規と同じく直近3ヶ月分の点検表ですが、過去1年の状況について、審査員から確認・アドバイスを受けてください。

6 申請内容の履行状況の確認

認定書の有効期間中に、外部審査員及び保健所職員から点検がきちんと履行されているかの確認を行う場合があります。万が一、履行されておらず改善の見込みがない場合は、認定を取り消すことがあります。

7 認定の辞退

施設の廃業や食中毒等の健康被害が発生した場合で認定を辞退する場合には、認定書を千代田保健所へ返納しなければなりません。

別添

申請用紙

変更届

ハイリスクメニュー一覧

発行・問い合わせ先

千代田区千代田保健所

東京都千代田区九段北1-2-14

電話 03-5211-8168 (麴町地区)

03-5211-8169 (神田地区)